

# 平成26年10月から 滋賀県の入札・契約に関する制度が変わります

## 1. 前金払・中間前金払の支払限度額を撤廃します

滋賀県が発注する建設工事について、施工に必要な資金を供給することによって適正な施工を確保することを目的に、前金払および中間前金払の支払限度額を下記のとおり撤廃します。

### 現行制度

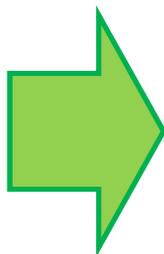
#### 【建設工事】

〔部分払選択〕

①前金払…支払限度額：5億円

〔中間前金払選択〕

②前金払+中間前金払  
…支払限度額：5億円



### 変更後

#### 【建設工事】

〔部分払選択〕

①前金払…支払限度額：なし

〔中間前金払選択〕

②前金払+中間前金払  
…支払限度額：なし

※ 平成26年10月1日以降に契約する工事から適用します。

※ 今回の改正は、支払限度額の撤廃のみであり、対象となる工事や支払割合等については、変更ありません。

※ 業務委託に係る前金払いについては、変更ありません。

## 2. 社会保険等に参加していない建設業者は入札に参加できません

滋賀県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、滋賀県が発注する建設工事において、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築するため、平成27年度建設工事入札参加有資格者名簿から社会保険等未加入建設業者を排除することとし、以下の取組を実施します。

**社会保険等未加入建設業者は県の名簿に掲載しません。**

競争入札に参加する者に必要な資格として以下の要件を追加します。

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

1. 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
2. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
3. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

※ 平成26年10月1日から適用することとし、平成27年度入札参加資格審査において確認します。

※ 今後についても、社会保険等未加入対策として、取組を拡大する予定です。